

日本発食品安全管理規格活用加速化事業実施要領

制定 平成30年2月1日29食産第4437号農林水産省食料産業局長通知

第1 目的

農林水産物・食品輸出促進緊急対策事業実施要綱（平成28年10月11日付け28食産第2762号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）別表1の事業の種類の欄の5の（3）の日本発食品安全管理規格活用加速化事業（以下「本事業」という。）の実施は、実施要綱及び農林水産物・食品輸出促進緊急対策事業補助金交付要綱（平成28年10月11日付け28食産第2771号農林水産事務次官依命通知。以下「交付要綱」という。）に定めるもののほか、本要領により実施するものとする。

第2 事業実施主体

- 1 実施要綱別表1の事業実施主体の欄の3の食料産業局長が別に定める者は、次に掲げるとおりとする。
 - （1）農林漁業者の組織する団体、商工業者の組織する団体、民間事業者、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特例民法法人、特定非営利活動法人、事業協同組合、事業協同組合連合会、独立行政法人
 - （2）法人格を有しない団体で食料産業局長が特に必要と認めるもの（以下「特認団体」という。）
- 2 1の（2）の特認団体は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。
 - （1）主たる事務所の定めがあること。
 - （2）代表者の定めがあること。
 - （3）定款、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規約があること。
 - （4）各年度ごとに事業計画、収支予算等が総会において承認されていること。
- 3 1の（2）の特認団体の申請をする団体は、事業実施計画（実施要綱第5の1の事業実施計画をいう。以下同じ。）を提出する際、別記様式1を併せて食料産業局長に提出して、その承認を受けるものとする。

第3 事業の内容等

本事業の内容及び補助対象となる経費の範囲は、次のとおりとする。

- 1 国際的な動向及び規格・認証の活用促進に係る研修

日本発の食品安全管理規格とその認証の仕組みの普及を促進するため、安全管理等の国際的な動向及び規格・認証の活用について国内の中小規模の事業者に対する研修等を実施する。

（補助対象経費）

 - ① 検討委員会等開催費（委員謝金、旅費、資料作成費、資料印刷費等）
 - ② 研修会等開催費（講師謝金、旅費、会場借料、研修参加費、資料作成費、資料印刷費等）
- 2 日本発の食品安全管理規格に係る国際承認審査対応への支援

日本発の食品安全管理規格が国際承認を得るために必要となる、運営主体の組織体制や運

営手順の文書化及びその英訳等に係る取組について支援を実施する。

(補助対象経費)

国際承認審査に必要な文書作成費、翻訳費、国際標準化の交渉に係る費用等（本事業を実施するための人件費、旅費、通信費等）

第4 事業の実施期間

本事業の実施期間は、平成29年度とする。

第5 採択基準等

1 採択基準

実施要綱第4の食料産業局長が別に定める採択基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業実施計画が、事業の目的に照らし適切なものであり、かつ、事業を確実に遂行するため適切なものであること。
- (2) 事業実施主体が事業実施及び会計手続を適正に行い得る体制を有していること。
- (3) 事業費のうち事業実施主体の負担分について、適正な資金調達が可能であること。
- (4) 食品関係事業者・団体等との利害関係の調整を行う体制が整備されていること。
- (5) 事業実施主体は、食品衛生、HACCP、マネジメント体制及び認証に係る専門的な知見を有するとともに、第3の2の事業を実施する場合には、英語等の外国語による文書の作成等に一定の能力を有する事業者委託できること。

2 留意事項

事業実施主体は、事業実施計画の作成に当たり、事業の目的を達成するための具体的な数値目標を設定するとともに、数値目標の達成に向けた具体的な計画及び数値目標の達成度を把握するためのフォローアップに関する実施計画を作成するものとする。

第6 事業実施手続

1 事業実施計画の作成及び承認

事業実施主体は、別記様式2により事業実施計画を作成し、食料産業局長に提出してその承認を受けるものとする。

ただし、実施要綱第5の2の規定に基づく事業実施計画の変更（2の重要な変更に限る。）又は中止若しくは廃止の承認申請については、交付要綱第8の規定に基づく変更等承認申請書の提出をもって、これに代えることができる。

2 事業実施計画の重要な変更

実施要綱第5の2の食料産業局長が別に定める重要な変更は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業の内容の追加又は削除
- (2) 事業目的の変更
- (3) 交付要綱別表1の(X)の日本発食品安全管理規格活用加速化事業の項の重要な変更の欄に掲げる変更
- (4) 3により委託する事業の新設又は内容の変更

3 事業の委託

事業実施主体は、他の者に本事業の一部を委託して行わせる場合は、次に掲げる事項を事業実施計画（別記様式2）の別添の「第1 総括表」の「事業の委託」の欄に記載すること

により食料産業局長の承認を得るものとする。ただし、委託して行わせる範囲は事業費の2分の1を超えてはならない。

(1) 委託先が決定している場合は委託先名

(2) 委託する事業の内容及びそれに要する経費

第7 事業実施状況等の報告

1 事業実施主体は、実施要綱第7の規定に基づき、事業終了後速やかに、事業実施計画（別記様式2）に準じて事業実施結果に係る報告書を作成し、食料産業局長に提出するものとする。

ただし、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号）第6条第1項の規定に基づく実績報告書の提出をもって、これに代えることができる。

2 食料産業局長は、事業実施主体に対し、この事業に関して必要な報告を求め、又は指導を行うことができるものとする。

附 則

この要領は、平成30年2月1日から施行する。

別記様式1(第2関係)

日本発食品安全管理規格活用加速化事業特認団体承認申請書

1 団体の名称

2 主たる事務所の所在地

3 代表者の役職名及び氏名

4 設立年月日

5 事業年度（ 年 月～ 年 月）

6 構成員

名称	所在地	代表者氏名	大企業・ 中小企業 の別	従業員数	資本金	年間販 売額	主要事業	備考

7 設立目的

8 事業実施計画の内容

9 特記すべき事項

10 添付書類

- (1) 定款、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規約及び総会等で承認されている直近の事業計画及び収支予算等
- (2) 新たに設立された団体にあつては、設立に関する関係者の協議・調整等を示す書類（創立総会議事録写し等）
- (3) その他参考資料

別記様式2(第5関係)

番 号
年 月 日

(事業承認者) 殿

所 在 地
団 体 名
代 表 者 の 役 職 及 び 氏 名 印

平成29年度日本発食品安全管理規格活用加速化事業実施計画の承認(変更、中止、廃止の承認)の申請について

農林水産物・食品輸出促進緊急対策事業実施要綱(平成28年10月11日付け28食産第2762号農林水産事務次官依命通知)第5の1の規定に基づき、関係書類を添えて、承認(変更、中止、廃止の承認)を申請する。

- (注) 1 関係書類として別添を添付すること。
- (注) 2 事業の変更、中止又は廃止の場合には、「第5の1」とあるのは「第5の2」とする。
- (注) 3 変更の場合には、本様式中「事業の目的」とあるのは、「変更の理由」とし、承認通知があった事業実施計画の事業の内容及び経費の配分と変更後の事業の内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。ただし、事業内容のうち当該変更の対象外となるものについては、省略する。
- (注) 4 中止又は廃止の場合には、本様式中「事業の目的」とあるのは、「中止(廃止)の理由」とし、当該箇所に事業を中止し、又は廃止する理由について記載すること。
- (注) 5 事業実施結果に係る報告書として本様式を用いる場合には、件名を「平成 年度日本発食品安全管理規格活用加速化事業の実施結果の報告について」とし、別添「第1 総括表」及び「第2 個別事業実施計画添付資料」には実績を記載すること。

別添

第1 総括表

事業種類	事業細目	事業費	負担区分		事業の委託	備考
			国庫補助金	事業実施主体		
		千円	千円	千円	(1)委託先 (2)委託する 事業の内容 及びそれに 要する経費	
合 計						

- (注) 1 事業種類は、交付要綱別表1の区分により記入すること。
 2 事業細目は、交付要綱別表1の日本発食品安全管理規格活用加速化事業の項の経費の欄の区分により記入すること。

第2 個別事業実施計画添付資料

日本発食品安全管理規格活用加速化事業

1 国際的な動向及び規格・認証の活用促進に係る研修

(1) 事業の目的及び数値目標

- ① 事業の目的
- ② 事業の目的を達成するための数値目標

(2) 事業の内容

--

(3) 数値目標の達成に向けた計画及びフォローアップ

--

2 日本発の食品安全管理規格に係る国際承認審査対応への支援

(1) 事業の目的及び数値目標

- ① 事業の目的
- ② 事業の目的を達成するための数値目標

(2) 事業の内容

--

(3) 数値目標の達成に向けた計画及びフォローアップ

--

(注) 事業内容ごとに具体的な計画を記載すること。

